

有価証券報告書(サステナビリティ 関連記載事項)作成上の留意点 (2026年3月期)

サステナビリティ基準委員会(SSBJ) ディレクター 平井健之

I はじめに

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、2025年3月5日に、我が国最初のサステナビリティ開示基準となる、3つのサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)を公表し、その後、2026年3月13日に、「温室効果ガス排出の開示に対する改正」として、3つのSSBJ基準の改正を公表した。

- ・サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」(2025年3月5日公表、2026年3月13日改正)(以下「適用基準」という。)
- ・サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」(2025年3月5日公表、2026年3月13日改正)(以下「一般基準」という。)
- ・サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」(2025年3月5日公表、2026年3月13日改正)(以下「気候基準」という。)

2026年2月20日に、金融庁より「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(令和8年内閣府令第5号)(以下「令和8年内閣府令第5号」という。)が公布され、「企業内容等の開示に関する内閣府令」(昭和48年大蔵省令第5号)(以下「開示府令」という。)

が改正された。

これにより、2027年3月期より、平均時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場(以下「プライム市場」という。)上場企業に対し、SSBJ基準に従った情報開示が義務化されることとなった。さらに、令和8年内閣府令第5号の附則において、早期適用が認められており、SSBJ基準に従った情報開示ができることになっている(令和8年内閣府令第5号の施行日(2026年2月20日)以後に提出する有価証券報告書から適用可)。また、義務化される企業以外にも、法令の定めにより有価証券報告書においてSSBJ基準に従った情報開示ができることとなっている。

本稿では、2026年3月期の有価証券報告書において、法令の定めに基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合の留意点について、財団法人財務会計基準機構(FASF)から公表されている「有価証券報告書の作成要領(サステナビリティ関連財務開示編)」(2026年3月期提出用)(以下「作成要領」という。)の内容を用いて、解説する。なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の私見であり、SSBJの公式見解ではないことをあらかじめ申し添える。